丸紅シーフーズ株式会社　次世代育成支援対策推進法に基づく　行動計画

社員（非正規雇用労働者を含む）がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　2025 年４月１日～2030 年３月 31 日までの　５年間

２．内容

目標１：年次有給休暇の取得率を、平均で 70%以上の状態を維持する。

＜取組内容＞

- 有給休暇の取得率を上げる為、夏期や年末年始などの際に有給休暇の取得を促す回覧を行う。
- 有給休暇の取得状況を毎年把握し、社内外に公表し、取得しやすい環境を整える。
- 取得率が低い部署には、有給休暇の取得計画を策定させ取得を促す。

目標２：2030 年３月までに、フルタイム労働者の各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数を平均 10 時間以下にする。

＜取組内容＞

- 仕事と生活の調和を図る為、月に３回程度のノー残業デーを設定する。
- 社内回覧によりノー残業デーの周知を行うと同時に、ノー残業デー当日の就業時刻には職場を巡回し、帰宅を促す。
- 従業員ごとの合計時間数を毎月把握する。
- 把握した内容を経営会議で月次報告し、問題解決に向けた議論に経営層の関与を促す。

目標３：男性の育児休業取得率 20%以上を維持する。

＜取組内容＞

- 育児休業に関する法律や社内ルールの周知を推進する。
- 男性の育児休業取得率を社内外に公表し、取得しやすい環境を整える。

以上